



さいたま市

資料3

所得捕捉調査 概要

平成28年9月27日(火)
財政局 税務部 市民税課



1章 所得捕捉調査手法の紹介

さいたま市PRキャラクター
つなが竜 スウ



調査手法の紹介①

◎手法

法人市民税の申告から、さいたま市に在住している可能性がある従業員がおり、かつ給与支払報告書を提出していない事業所に対し、地方税法第298条(質問検査権)に基づき、給与支払報告書等の提出を依頼する手法である。

◎効果

抽出時間や、調査時間に対し、過分に労力を割くことなく、所得が捕捉可能である。法人市民税の申告書を参考に調査を行えるため、情報に信憑性があり、事業所への説明が容易である。

メリット

- 他の調査に比べ費用対効果が高い。
- 対象事業所が明確なため、苦情を受けない。

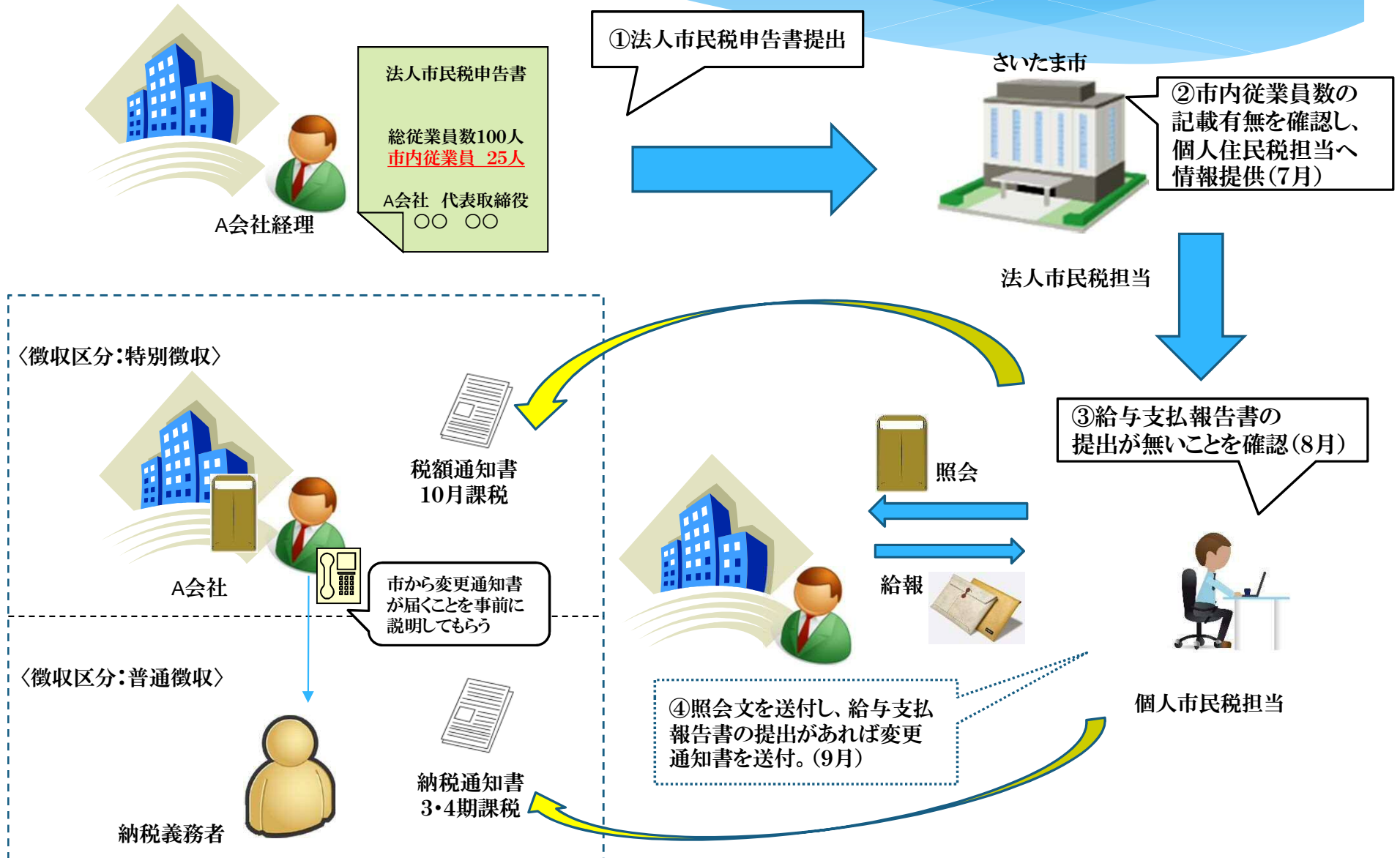
デメリット

- 対象事業所数が少なく、年度により、調定額に差がある。
- 過年度分の課税更正により納税義務者の負担感は増大する。

年度	個人市民税 納税義務者数
H27年度	612,403人
H26年度	603,476人

年度	法人市民税 申告書	事業所数	対象者数	課税者数	個人市民税 調定額
H27年度	26,296件	25事業所	233人	78人	6,947千円
H26年度	30,198件	22事業所	506人	195人	9,867千円

スキーム図①



調査手法の紹介②

◎手法

前年に提出された市民税・県民税申告書において、源泉徴収票のみ添付され、控除等の申告が無い場合に、源泉徴収票記載の給与支払者に総括表を発送する。

◎効果

総括表を発送することで給与支払報告書の提出を促し、他の従業員所得が捕捉可能となり、更なる税収確保に資する。

メリット

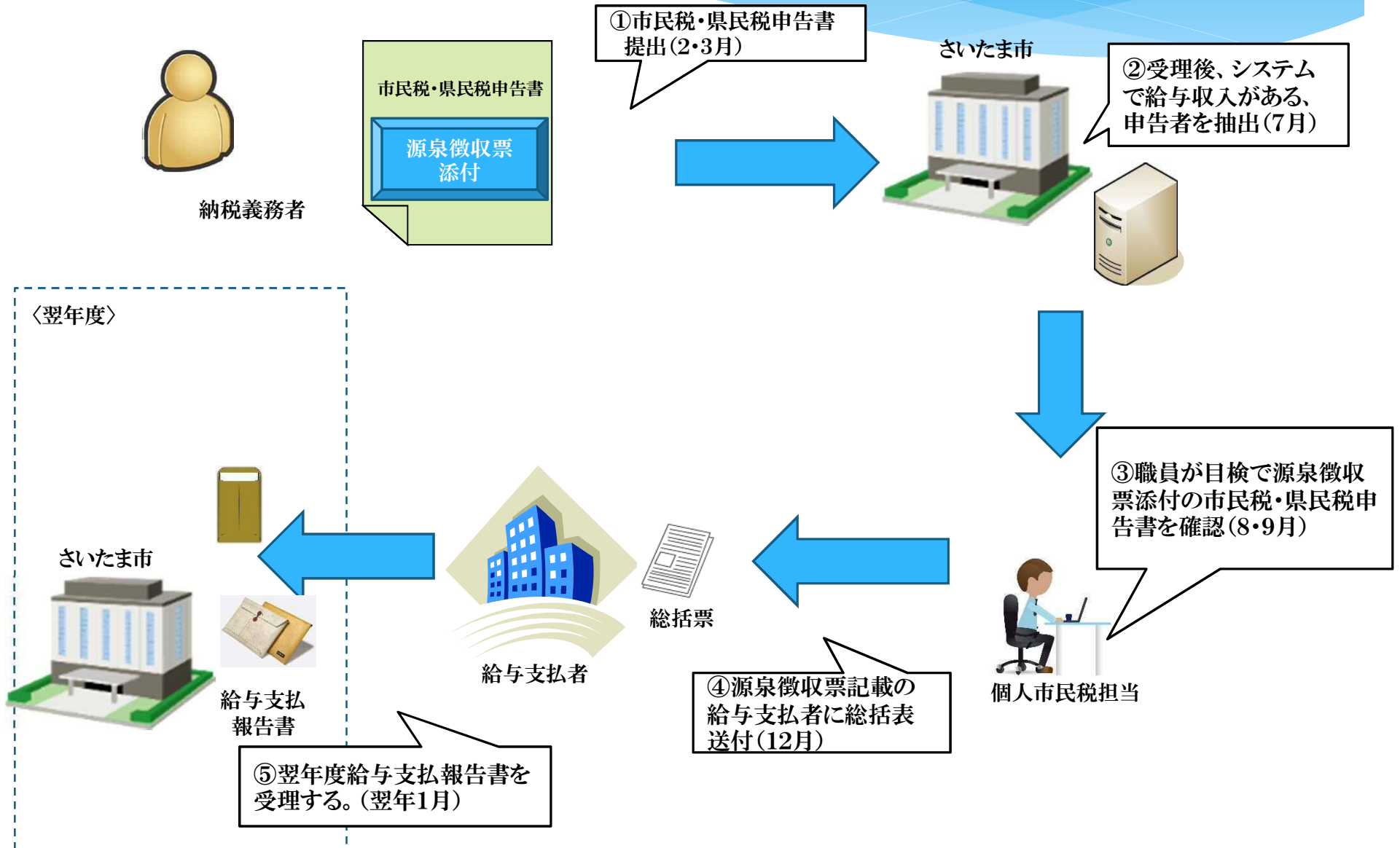
- 給与支払報告書の提出について促せる。(法令遵守)
- 他の従業員所得が捕捉可能となる。

デメリット

- 給与収入がある市民税県民税申告書をシステムで抽出後、目検で源泉徴収票の添付について確認する必要がある。

年度	対象市民税申告書数	事業所数	対象者数	課税者数	個人市民税調定額
H27年度	1,094枚	264事業所	788人	475人	39,378千円
H26年度	709枚	120事業所	139人	120人	16,069千円

スキーム図②



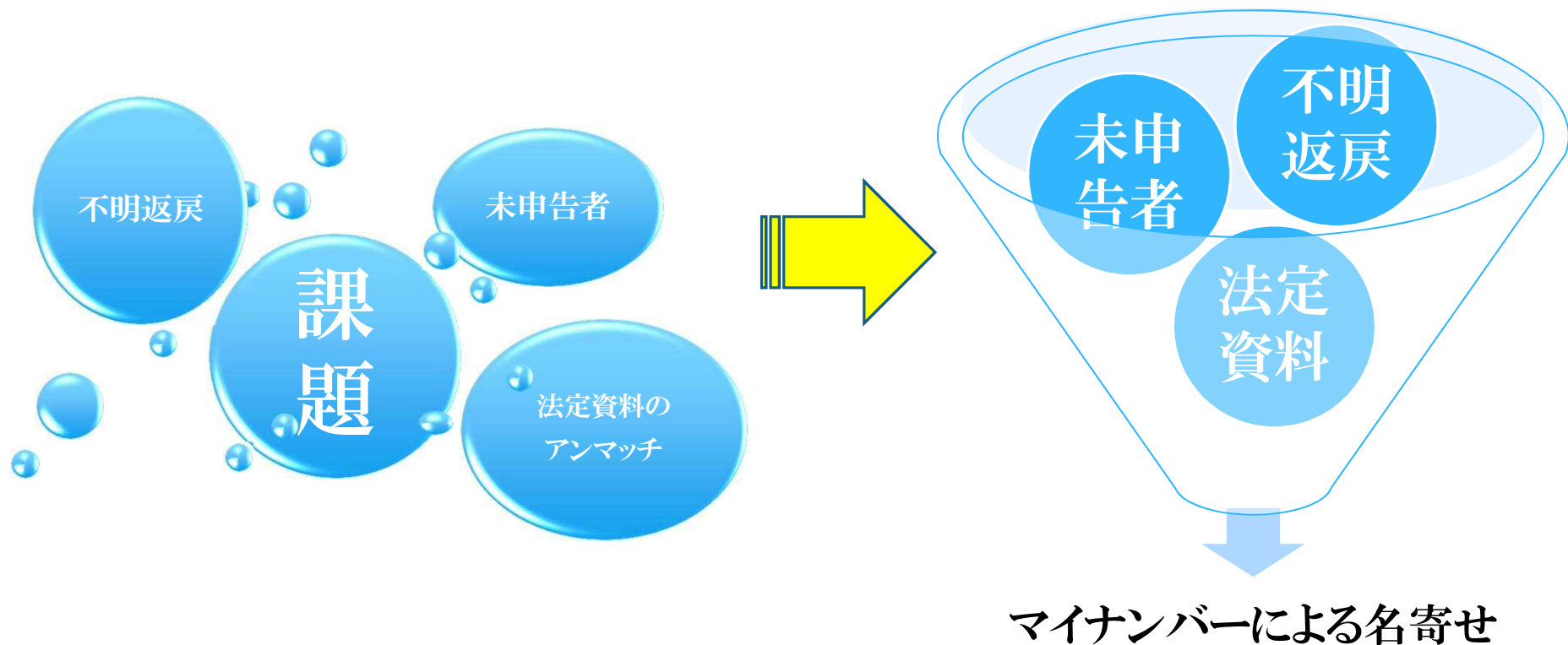
2章 マイナンバーを利用した 所得捕捉手法の紹介

さいたま市PRキャラクター
つなが竜 スウ



マイナンバーを用いた所得捕捉

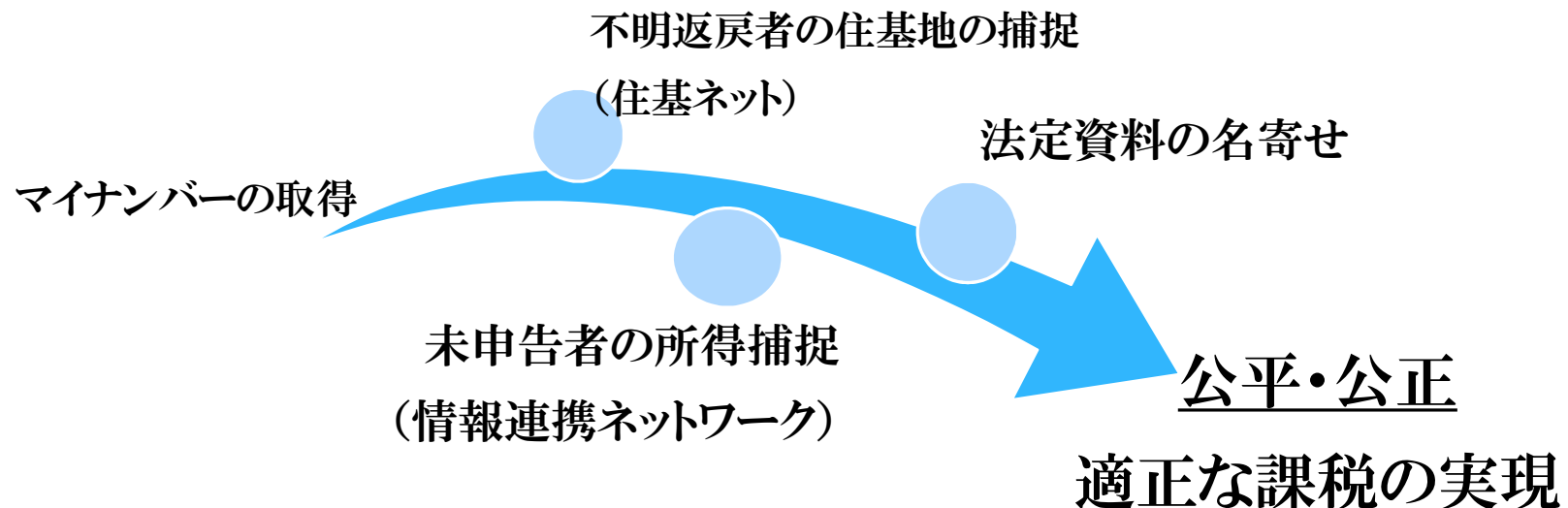
マイナンバーの導入により、従来課題であった「不明返戻」「未申告者」「法定資料のアンマッチ」についてマイナンバーによる名寄せにより、全て網羅的に解決することが可能となる。



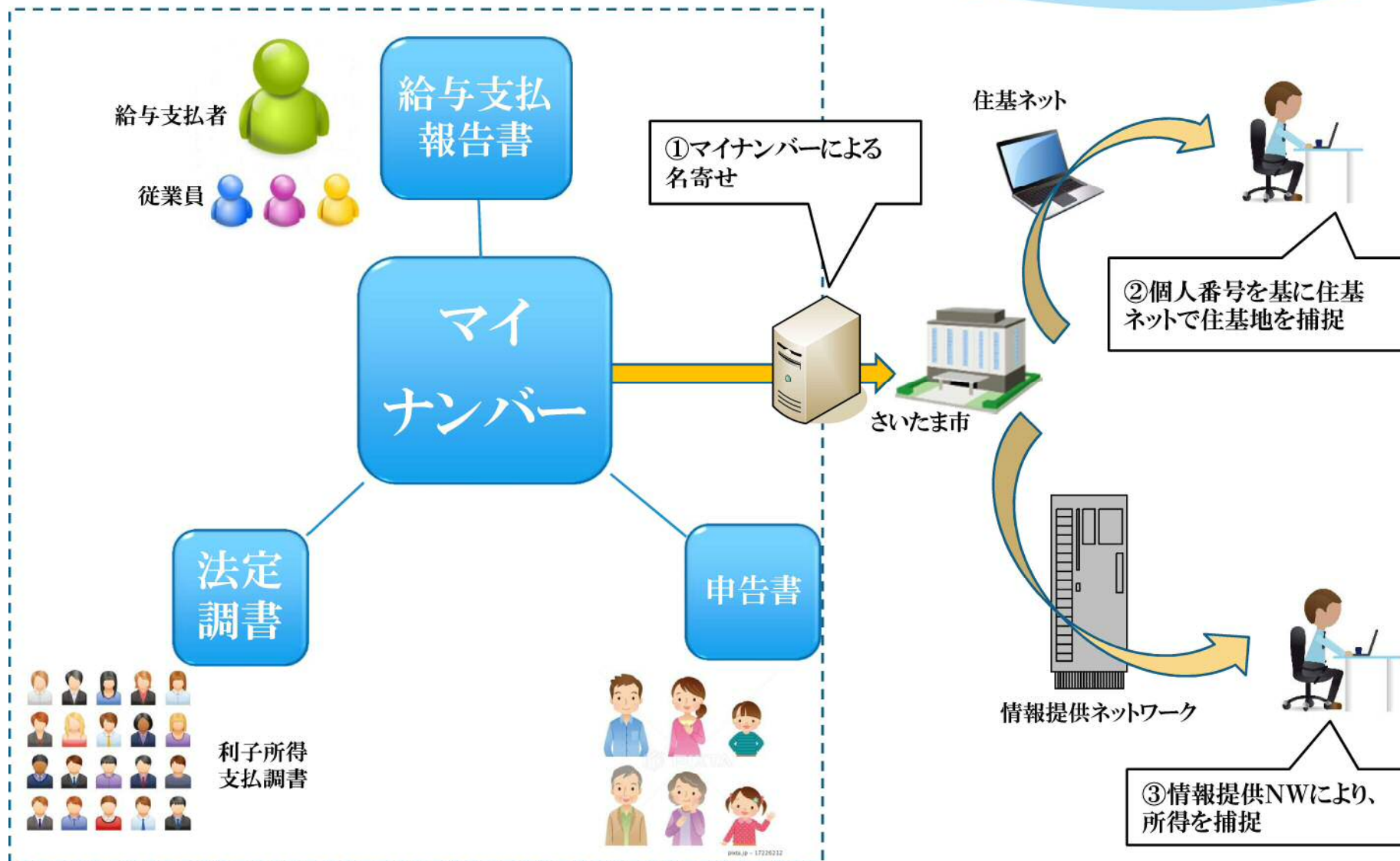
マイナンバーを用いた所得捕捉

マイナンバーの取得により、住基ネットを用いた「住基地の捕捉」が可能となり、「不明返戻者」が減少する。

更にマイナンバーを基に、情報連携ネットワークにより住基地に照会することにより「未申告者」の捕捉が可能となり、「法定資料の名寄せ」と併せ、より所得の捕捉が可能となる。



概念図



マイナンバーを用いた新たな手法

◎手法

法定資料の個人番号・法人番号を用いて名寄せを行い、源泉徴収票と給与支払報告書を突合し、給与支払報告書の提出がない事業所に対し、照会を行う。

◎効果

現在はデータ化された源泉徴収票が、国税連携により取得できるが、突合キーがカナ・氏名のみであり、著しく効率が悪く、調査を行っていない。

平成29年度からは個人番号を用いて名寄せを行えることから、該当者の捕捉が簡易である。また事業所についても法人番号を用いて名寄せを行い、他の従業員についての所得も捕捉可能となる。

◎課題

現時点で80万件以上給与支払報告書を受理しているが、国税で連携される源泉徴収票は僅か1万件程度であり、現在所管税務署に問合中である。

また、今後「収支内訳書」の「給与賃金の内訳」にマイナンバーの記載があれば更なる所得捕捉が可能となると考えられる。

スキーム図

